

2 笠監第 14 号  
令和 2 年 8 月 20 日

笠置町長 中 淳 志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 西岡 良祐

平成 31 年度（令和元年度）健全化判断比率及び資金不足  
比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）  
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 31 年  
度（令和元年度）決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率等につい  
て、次のとおり意見書を提出する。

## 平成 31 年度（令和元年度） 健全化判断比率審査意見書

### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

### 2. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

各年度の健全化判断比率等について

(単位：%)

健全化判断比率	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0
実質公債費比率	3.0	3.7	25.0
将来負担比率	2.4	—	350.0

※0%以下の場合は「—」として表示

#### (2) 個別意見

### ① 実質公債費比率について

本年度の実質公債費比率は前年度と比較して微増している。これは平成 27 年から平成 28 年にかけて発行した町道笠置山線改良事業や町道平田線新設改良事業などに充当された過疎対策事業債、防災行政無線移動系デジタル化対応事業に充当された緊急防災・減災事業債の元金償還が始まったことが大きな要因となっている。加えて、当該比率の算定基礎となる臨時財政対策債発行可能額を含んだ普通交付税額が徐々に減額してきている。早期健全化基準となる 25%より下回っている状況にあって、交付税算入率の高い地方債の発行による公債費充当一般財源の抑制に努められているところではあるが、国の情勢下によって左右される交付税制度であることを考慮し、当町の予算規模と経常経費の抑制の観点から、引き続き公債費の適正化を進められたい。

### ② 将来負担比率について

当該比率は、基準日における地方債の償還残高や退職手当の負担見込額など、将来負担しなければならないものを仮にその基準日に全額負担することとした場合の総額から、同日で保有している基金などの充当可能財源額を差し引いた額を分子とし、その団体の標準財政規模等によって算出された額を分母とした算定式によって当該比率は算出されている。本年度の当該比率は、その算式の分子に当たる一般会計における地方債現在高こそ上昇しているものの、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額が減少したことなどで改善するかたちとなった。

本年度の当該比率は 0%以下になったものであるが、町が将来に負

担しなければならない額と、町の財政状況の現状と今後を照らし合わせながら、引き続き財政の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

## 平成 31 年度（令和元年度） 資金不足比率審査意見書

### 1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

### 2. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

各年度の資金不足比率等について (単位：%)

比率名	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※0%以下の場合「—」として表示

#### (2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。